

共済給付事業 (会員番号が10,000台の方はサービス対象外です。)

会員とご家族の方にお祝い事やお見舞い事、ご不幸があったときに給付金が受けられます。
給付金は正式入会日(入会届を提出した翌月1日)から次の事由が発生した場合に給付されます。

「給付金」のうち「見舞金(傷病見舞金を除く)・弔慰金(会員本人"その他の死亡"を除く)」については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17 略称:全労済協会)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。
当サービスセンターの会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款および特約条項の規定によります。

▶▶▶たとえばこんなとき…この他にも、もしものときの弔慰金や傷病見舞金なども対象です。



給付金一覧 (2024.4.1現在)

※添付書類はすべてコピーでOK

★印の項目の請求には、別途書類及び証明書類が必要になります。当該者へは詳しくご案内いたします。

給付項目	給付事由		給付金額	添付書類	
結婚祝金	会員が婚姻をしたとき		10,000円		
出生祝金	会員又はその配偶者が出産したとき		10,000円		
入学祝金	会員の子(実子、養子、継子)が小中学校に入学したとき		7,000円		
二十歳祝金	会員が満20才になったとき		7,000円		
還暦祝金	会員が満60才になったとき		7,000円		
銀婚祝金	会員が婚姻をして満25年を迎えたとき		7,000円	夫婦名と婚姻日を証明する書類(戸籍謄本等)	
退職給付品	会員が退職しセンター退会時の在会年数5年以上		5,000円		
★傷病見舞金	会員が傷病により休業したとき	14日以上30日未満	10,000円	事業主が休業された場合のみ、傷病の確認ができるもの	
		30日以上60日未満	15,000円		
		60日以上90日未満	20,000円		
		90日以上120日未満	25,000円		
		120日以上	30,000円		
★後遺障害見舞金(注1)	会員が不慮の事故により後遺障害の状態になったとき		150,000円以内	医師の後遺障害診断書及び不慮の事故である証明書等	
	会員が交通事故により後遺障害の状態になったとき		250,000円以内	医師の後遺障害診断書及び交通事故である証明書等	
★重度障害見舞金(注1)	会員が重度障害の状態になったとき	疾病による重度障害	71才未満	100,000円	医師の後遺症診断書等
			71才以上	50,000円	
		不慮の事故による重度障害		150,000円	医師の後遺障害診断書及び不慮の事故である証明書等
		交通事故による重度障害		250,000円	医師の後遺障害診断書及び交通事故である証明書等
★住宅災害見舞金	会員の居住する家屋等が損害を受けたとき	火災等		40,000~200,000円	※発生後ジョイワークへご連絡ください 関係官署の罹災証明書及び修理業者による見積書等(現地確認等必要となる場合があります)
		自然災害	床上浸水以外	6,000~60,000円	
			床上浸水	12,000円	
	住宅災害による同居親族の死亡		20,000円		
★死亡弔慰金	★会員が死亡したとき	①疾病による死亡	71才未満	100,000円	医師の死亡診断書又は死体検案書等
			71才以上	50,000円	
		②不慮の事故死		150,000円	医師の死亡診断書又は死体検案書、不慮の事故である証明書、戸籍謄本等
		③交通事故死		250,000円	医師の死亡診断書又は死体検案書、交通事故である証明書、戸籍謄本等
		①・②・③に該当しない死亡 ※但し、アを除く	71才未満	100,000円	医師の死亡診断書又は死体検案書等
	71才以上		50,000円		
	会員の配偶者が死亡したとき(内縁含む)		30,000円		
会員の実子、養子、継子及びその配偶者が死亡したとき(妊娠7ヶ月以後の死産を含む)		50,000円	対象者の死亡及び会員との関係を証明する書類 戸籍謄本、医師の死亡診断書、死体検案書等		
会員及びその配偶者の実父母、養父母、継父母が死亡したとき		10,000円			

ア、死亡理由が次の場合

- 死亡弔慰金受取人の故意または重大な過失
- 会員本人の故意または重大な過失・犯罪行為・無免許または飲酒状態で運転している間の事故・覚せい剤等薬物の影響により正常でない状態で運転している間の事故・疾患疾病により心神喪失の状態に在る間に生じた事故
- 入会日から1年以内の自殺

(注1) 重度障害見舞金は全労済協会制定の「後遺障害等級表」第1級、第2級並びに第3級②・③・④のいずれかの状態、後遺障害見舞金は同表3級①・⑤並びに第4級~第14級のいずれかの状態に該当する場合に給付対象となります。